

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂1丁目3番1号

2 指名停止措置期間                      平成27年4月9日～平成27年5月8日（ 1箇月間 ）

3 指名停止措置の適用範囲              茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

鹿島建設(株)が請負った岡山県内の海底シールドトンネルの掘削工事において、平成24年2月7日に作業員5名が死亡した事故について、労働安全衛生法違反により倉敷簡易裁判所に同社及び同社使用人が略式起訴された。

5 指名停止理由

鹿島建設(株)等が労働安全衛生法違反により略式起訴されたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項及び別表第2第11号アに該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号〉

措 置 要 件	期 間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 業務に関し、法令に違反したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内</p>

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課  
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地  
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)